

早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)のご案内

求職活動のための休暇を与えることで助成が受けられます

事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を支援するために、「再就職援助計画」に基づいて、当該労働者の再就職支援の措置を講じる事業主に対して助成されます。

労推法※第6条2項の規定により、事業の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が行う求職活動・再就職に対する援助を行うことは事業主の責務になります。

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)とは？

「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の対象となる方に対する再就職支援の措置として、下記のいずれかを実施した場合、支援に要した費用等の一部を助成するものです。

- (1)再就職支援：再就職支援の職業紹介事業者への委託
- (2)休暇付与支援：求職活動のための休暇付与
- (3)職業訓練実施支援：再就職に資する職業訓練の委託

詳細は右記の
二次元コードから
ガイドブックを
ご確認ください。



このうち、(2)休暇付与支援について、本リーフレットで紹介します。

助成額(対象労働者1人あたり)

休暇付与支援(上限180日分)

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
休暇付与支援	休暇付与1日あたり 8,000円	休暇付与1日あたり 5,000円
早期再就職加算※	1人につき 10万円 ※支給対象者の離職の日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に、支給対象者の再就職を実現させた場合、対象者1人につき10万円を上乗せします。	

助成金の活用イメージ

月給25万円の労働者の例(中小企業の場合)

年次有給休暇とは別の求職活動を行うための休暇を10日付与し、
離職日の翌日から1か月以内に再就職が実現した場合

労働者1人あたり…

助成金支給額:18万円

休暇付与 8,000円×10日	早期再就職加算 10万円	実質負担額:7万円
--------------------	-----------------	-----------

従業員にとって、求職活動のための時間が確保できるとともに、
事業主にとっても給与負担額が
減る可能性があります

※助成を受けるためには、離職日の翌日から6か月以内(45歳以上の場合は9か月以内)に再就職が実現する必要があります。

助成金受給までのステップ

ステップ 1 「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の作成・認定等

ステップ 2 再就職支援（求職活動のための休暇付与）の措置

- ☒ 年次有給休暇とは別に、求職活動等を行うことに活用できる1日以上の有給休暇を付与してください。

 離職者の早期再就職実現のため、できるだけ早期に支援を開始することが重要です。

ステップ 3 離職者の再就職実現

- ☒ 離職後6か月以内（45歳以上の場合は9か月以内）に再就職が実現する必要があります。

ステップ 4 助成金の支給申請・受給

- ☒ 再就職の実現した日の翌日から2か月以内に申請してください。

詳細については、厚生労働省ウェブサイトをご確認いただくか、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。



再就職援助計画についてはこちら



助成金の申請に関する詳細は「助成金ポータル」をご覧ください
※利用するためにはGビズIDの取得が必要です

早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)のご案内

職業紹介事業者に再就職支援を委託することで助成が受けられます

事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を支援するために、「再就職援助計画」に基づいて、当該労働者の再就職支援の措置を講じる事業主に対して助成されます。

労推法※第6条2項の規定により、事業の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が行う求職活動・再就職に対する援助を行うことは事業主の責務になります。

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)とは？

「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の対象となる方に対する再就職支援の措置として、下記のいずれかを実施した場合、支援に要した費用等の一部を助成するものです。

- (1)再就職支援：再就職支援の職業紹介事業者への委託
- (2)休暇付与支援：求職活動のための休暇付与
- (3)職業訓練実施支援：再就職に資する職業訓練の委託

詳細は右記の
二次元コードから
ガイドブックを
ご確認ください。



このうち、(1)再就職支援について、本リーフレットで紹介します。

助成額(対象労働者1人あたり)

再就職支援

再就職支援の支給額は次の①～③の合計額です。

※なお、合計額については、委託総額または60万円(中小企業事業主であって、②の訓練加算の実施時間数が200時間以上の場合は、80万円)のいずれか低い方を上限額とします。

①再就職支援

(委託総額－訓練実施にかかる委託費用※－グループワーク加算額※)×以下の割合の額

※実施する場合

通常		特例区分(詳しくは、ガイドブックp.8～9参照)	
中小企業事業主	中小企業事業主以外	中小企業事業主	中小企業事業主以外
1/2 45歳以上の場合2/3	1/4 45歳以上の場合1/3	2/3 45歳以上の場合4/5	1/3 45歳以上の場合2/5

②訓練加算

実施時間にかかる委託費用の2/3(次の表のとおり、実施時間数に応じた上限あり)

実施時間	中小企業事業主	中小企業事業主以外
10時間以上100時間未満	15万円	10万円
100時間以上200時間未満	30万円	20万円
200時間以上	50万円	30万円

③グループワーク加算 企業規模を問わず、3回以上実施で1万円

助成金受給までのステップ

ステップ 1 「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の作成・認定等

ステップ 2 再就職支援の措置

- ☒ 事業主の費用負担により複数の有料職業紹介事業者と委託契約を締結し、再就職支援を実施してください。

 離職者の早期再就職実現のため、できるだけ早期に支援を開始することが重要です。

ステップ 3 離職者の再就職実現

- ☒ 離職後6か月以内(45歳以上の場合は9か月以内)に再就職が実現する必要があります。

ステップ 4 助成金の支給申請・受給

- ☒ 再就職の実現した日の翌日から2か月以内に申請してください。

詳細については、厚生労働省ウェブサイトをご確認いただくか、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。



再就職援助計画についてはこちら



助成金の申請に関する詳細は「助成金ポータル」をご覧ください
※利用するためにはGビズIDの取得が必要です

早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)のご案内

再就職支援のための職業訓練を行うことで助成が受けられます

事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を支援するために、「再就職援助計画」に基づいて、当該労働者の再就職支援の措置を講じる事業主に対して助成されます。

労推法※第6条2項の規定により、**事業の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が行う求職活動・再就職に対する援助を行うことは事業主の責務**になります。

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)とは？

「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の対象となる方に対する再就職支援の措置として、下記のいずれかを実施した場合、支援に要した費用等の一部を助成するものです。

- (1)再就職支援：再就職支援の職業紹介事業者への委託
- (2)休暇付与支援：求職活動のための休暇付与
- (3)職業訓練実施支援：再就職に資する職業訓練の委託

詳細は右記の
二次元コードから
ガイドブックを
ご確認ください。



このうち、(3)職業訓練実施支援 について、本リーフレットで紹介します。

助成額(対象労働者1人あたり)

職業訓練実施支援

職業訓練実施支援の支給額は①経費助成と②賃金助成の合計額です。①経費助成については、実施時間にかかる委託費用の3/4を助成します(次の表のとおり、実施時間数に応じた上限あり)。

① 経費助成(限度額)			② 賃金助成
実施時間	中小企業事業主	中小企業事業主以外	960円(480円)/時間 ()は中小企業事業主 以外の場合
10時間以上100時間未満	15万円	10万円	
100時間以上200時間未満	30万円	20万円	
200時間以上	50万円	30万円	

助成金受給までのステップ

ステップ1 「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の作成・認定等

ステップ2 再就職支援(職業訓練)の措置

- ☒ 事業主の費用負担により教育訓練施設等との間で委託契約を締結し、再就職先での職務に必要なとなる訓練を実施してください。

⚠ 離職者の早期再就職実現のため、できるだけ早期に支援を開始することが重要です。

ステップ3 離職者の再就職実現

- ☒ 離職後6か月以内(45歳以上の場合は9か月以内)に再就職が実現する必要があります。

ステップ4 助成金の支給申請・受給

- ☒ 再就職の実現した日の翌日から2か月以内に申請してください。